



ACP(人生会議)を重ねた結果、ご本人が心肺蘇生を望まない旨を意思表示

かかりつけ医が指示書を作成

心肺停止

(注) 家族・かかりつけ医も全く予期できない急変時には、119番通報して従来の救急搬送となります(この活動フロー図は適用されません)。

家族等が発見

慌てた家族等が
119番通報

ご家族等の対応
(救急隊の介入はありません)

救急隊到着(心肺蘇生開始)

かかりつけ医に連絡

家族等が指示書を提示
(記入日から6カ月有効)

かかりつけ医が死亡確認

・救急隊が指示書を確認
・かかりつけ医へ確認

かかりつけ医が
死亡診断書発行

かかりつけ医の指示に基づき
心肺蘇生を中止※1

かかりつけ医療機関へ引き継ぎ



ご本人の意思を尊重した対応

※1 かかりつけ医が現場に来られない場合は他の医療機関へ搬送する場合があります。